

議案第72号

杉並区立科学館条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立科学館条例を廃止する条例

杉並区立科学館条例（昭和44年杉並区条例第14号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附則第1項第4号中「、第24条」を削る。

（提案理由）

科学館を廃止する必要がある。

杉並区立科学館条例を廃止する条例新旧対照表

附則第2項による改正（杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>第24条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条<u> </u>、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日</p> <p>2～17 略</p>	<p><u>第24条 杉並区立科学館条例の一部を次のように改正する。</u></p> <p style="text-align: center;">付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の項番号を削る。</p> <p style="text-align: center;"><u>付則別表第1から付則別表第4までを削る。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、<u>第24条</u>、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日</p> <p>2～17 略</p>